

## 保険期間延長の追加保険料の払込みに関する特約

### 第1条 (保険料の払込み)

当社は、この特約により、保険契約者からこの保険契約の保険期間の終期を延長する申出を受けた場合において、下表のいずれかに該当したことにより保険期間の終期までに追加保険料を払い込むことが困難であると認められる場合には、その追加保険料の払込みを猶予することがあります。この場合には、保険契約者は、払込期日（\*1）までに追加保険料を払い込むものとします。

①	保険契約者が滞在する国または日本国の金融機関が休業または既に営業時間が終了していること。
②	保険契約者が滞在する地域に金融機関がないこと。

（\*1）当社が書面等により指定する期日とします。

### 第2条 (保険料領収前の保険事故)

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い追加保険料を払い込まない場合は、延長前の保険期間の終期からその保険料を領収するまでの間に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第4条 (保険契約解除の効力)

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定による解除の効力は、延長前の保険期間の終期に遡及してその効力を生じます。

### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。